

京都精神保健福祉士協会

# きょうと通信

No.114



2016 年 2 月発行

事務局：医療法人 つばき医院内

〒602-0895 京都市上京区上御霊前町 410

TEL 075-411-1011

FAX 075-411-1020

e-mail [office@kyo-psw.org](mailto:office@kyo-psw.org)

HP <http://www.kyo-psw.org/>

## 【12 月例会報告】

### 「業務指針」を活用し、実践力を高めよう ～精神保健福祉士業務指針及び分類第2版を学ぶ～

日本精神保健福祉士協会京都府支部・京都精神保健福祉士協会協力研修

日 時： 2015 年 12 月 12 日（土）14:00～16:30

場 所： こどもみらい館

講 師： 岩本 操氏

（公益社団法人日本精神保健福祉士協会「精神保健福祉士業務指  
針」作成委員会委員長 武蔵野大学人間科学部人間科学科教授）

参加者数： 24 人

公益社団法人日本精神保健福祉士協会より、業務指針の第 2 版が手元に送付されてきた時、直ぐページをめくってペラペラとは読んでみたが、その後は机に佇んだままだった。

「業務指針とは何か」「倫理綱領とどう違うのか」「どう使ったらいいのか」という疑問は持ちつつ、分厚さや指針という言葉に苦手意識を持っていたように思う。

今回の研修冒頭、講師の岩本氏から「精神保健福祉士の業務について、どういう風に説明をしておられるか？」という投げかけがあり、ここ数年悩んでいた点であったため、のめりこんでお聞きすることになった。

講義では指針の作成経過や課題、改定しつづける必要性、業務指針の総論（業務全体の見取り図）と各論(分野別ロードマップ)などを説明いただいた。

精神保健福祉士が1つの業務を行う時に視点・理念・知識・技術を総動員し、情報量の多い実践を展開していることにこそ専門性があるという言葉に、専門職としての存在意義の肯定感を自分の中に持つことができた時間であった。講義の他、ワークショップも行っていたき、実践において業務指針の活用方法も体験し、「読む」だけでは解釈ができないものだと知ることもできた。

関わる人それぞれに、理解をしてもらえる「言葉」を自分は持ち合わせているのか。専門職としての業務を果し得ているのか。この日々の迷いや葛藤がある時に立ち返るものが業務指針であること、また業務はきれいに分類できるものではないが、未分化・あいまいな実践ではなく、自分たちは包括的で柔軟な実践を行っていることを説明できるように意識を強くしていくべきなのだと学ぶことができた。

参加者からは、「業務の振り返りへの活用をしたい」「PSW として思い考えをあいまいにしたままで明確な言葉にしてこなかったことに気づけた」「自分の活動を理論的に整理することができる、その必要性があると感じた」「あいまいはダメ。根拠は何か問うことを意識して活動したい」などの声が上がっており、熱を帯びた研修会となった。

(研修運営委員 森田倫子)

## 【リレー職場紹介】



京P子ちゃん

今号は…

NPO 法人 京都 DARC  
石原雅子さんです。

Q1.入職したきっかけと職場のことを教えてください！

NPO 法人京都 DARC(Drug Addiction Rehabilitation Center)は、薬物依存症から回復したいと望む人の手助けをすることを第一の目的として、当事者が当事者を支援するという「セルフ・ヘルプ」の理念を大切にしながら、回復のためのさまざまな環境作りをしています。

私は、臨床心理学大学院の実習施設として、京都 DARC にお世話になりその後ボランティアで関わらせていただきました。その中で心理的サポートの前に、生活を支える環境を整えることが必要と考え、精神保健福祉士の資格をとり、今は、経理事務を中心に、スタッフのサポートと利用者さんのサポートをさせていただいています。

京都 DARC には通所施設としてのデイセンター(午前・午後の二回のミーティング、昼食づくり、山科の畑の農作業、運動プログラム等)、男性入寮施設ネクサスⅠ、Ⅱ、女性入寮施設ワイオリがあります。開設当初は、入寮施設ネクサスのリビングでミーティングをしていました。利用者さんは、ほとんど男性でした。2009年にデイセンター・マハロが開設され、女性の利用者さんも増えてきましたが、通所が続かず、なかなか回復が進みませんでした。男性は、仲間と一緒に入寮施設からデイセンターと自助グループに通う毎日を過ごす中で、回復して卒業して社会に出て行かれる方が増えていきました。そこで、女性にも入寮施設が必要と考え、2012年に女性ホーム・ワイオリを開設しました。色々な方の多くのご支援のお陰で、今年で4年目を迎えます。その間、京都 DARC を卒業後、地元で社会生活を送っている方や、京都で就職して新しい生活を始められた方、そうした回復の様子を聞かせていただいたり、デイセンターに、また、年に一度のフォーラムに来てくださったりして、元気な姿を見せてくださると、ほんとうにうれしいです。

**Q2.仕事をする中でのやりがい、悩み、嬉しいことなどを教えてください！**

京都 DARC では、スタッフも利用者も当事者なので、常に仲間、自助グループ：NA(Narcotics Anonymous)のつながりがとても大切です。関わり始めた当初、この仲間の結びつきが私にはとてもうらやましかったです。何もかもさらけだして付き合っていくというのは、私にはほとんどなかったからです。そうした NA から離れるということは、回復の道からはずれてしまうことになります。こうして、回復が進まない方や、亡くなった方を何人も見てきました。私には、どうすることもできないのですが、私の関わりに問題があったのかと自分に引きよせて悩んだこともありました。

先日、精神保健福祉士を目指す学生さんたちが、京都 DARC に実習に来てくださいました。最初は緊張と不安でいっぱいだった彼女たちが、終了時には利用者さんと別れを惜しむほどに打ち解けて、薬物依存症についての理解も深めてくださいました。こうした若い方達が、将来、依存症者の回復の支援に関わってくださればと思っています。私も身体の続く限り、見守っていきたいと思っています。

---

## 【トピックス1】

### 生活保護基準引き下げ違憲訴訟ニュース No.3

11月27日、京都地方裁判所で第3回口頭弁論が開かれました。計127名の支援者が集まり、大法廷の傍聴席は満員。法廷では、今回初めて女性の原告による意見陳述があり、弁護団の論述が続きました。その概況をお届けします。

まず原告の女性をご自身の生活歴と生活保護受給に至る経緯を説明。中卒後、住み込

みで働き始め、職を転々としながら、結婚と離婚を経験。60 歳から受給した老齢年金は、月額 6 万 7 千円。年金だけでは暮らしていけないため、スーパーで働き、月 3 万円の収入を足して、生活を維持してきました。

ところが 68 歳になって体調を崩し、仕事の継続が困難となり、生活保護を受給することになり、それでも保護費は月額わずか 2 万円。食費を切り詰め、衣服を節約しても受給当初の 2010 年と比べ月額 7,000 円の減額。人間らしい文化的な生活がどんなものか、生活保護を受けてから、そうした実感を持てないまま暮らしていると訴えました。

続いて、弁護団による口頭弁論。一人目の清洲真理弁護士の主張は、今回の生活保護基準引き下げが政治的意図に基づいて強行されたとの内容でした。

2012 年 3 月、自民党が「生活保護プロジェクトチーム」を設置、生保の水準 10%引き下げの方針を固めます。4 月に芸能人の家族の不正受給報道があり、生活保護バッシングが巻き起こり、11 月に自民党が選挙公約に基準引き下げを明記。12 月の衆院選で政権に返り咲いた途端、厚労大臣の 10%引き下げの発言へとつながりました。

また、それまで基準引き上げの議論がされていた社会保障審議会生活保護基準部会には、政権交代直後に厚労省から報告書が示され、十分な議論もされないまま、基準引き下げの報告書が取りまとめられたという経緯です。

その 2 日後、2013 年度予算が閣議決定、保護費を 3 年間で 670 億円削減と明記。そのうち 580 億円は生活保護基準部会で議論もされておらず、報告書にもない数字。670 億円は自民党公約の 10%削減と一致する額。このように保護費の削減は、生活保護バッシング等の一連の流れを経て、自民党の政権公約を実現するために強行されたと訴えました。

次に、森田基彦弁護士は、生活保護の世帯や背景をもとに、受給者の実像を解説。高齢者 47.5%、障害者・傷病者 28.3%、母子 6.8%、その他 17.4%という世帯類型の特徴を論じ、生保受給に至る世帯の低所得と生活困窮の実態を社会的背景とともに紐解きました。

具体的には、①高齢者の生保受給の背景に公的年金制度の機能不全がある、②障害者 511 万人の生保受給率は 8.7%と低いものの、同居家族の援助により生活を維持している、③母子世帯では不安定就労と低賃金の中、働いてもなお貧困であり、DV 被害や精神疾患などの複合的な問題を抱えていること、などです。

最後に、生活保護は「生存のための命綱」であり、最低生活は経済的指標だけでなく人間関係と社会活動への参加等の社会的指標に着目すべき。生活保護基準を引き下げることで参加の機会を奪い、社会的孤立や自殺のリスクを高めていると論じました。

※第 4 回公判は 2 月 9 日から 2 月 23 日（火）へ変更、15 時から京都地方裁判所。

詳しくは泉まで（佛教大学：075-491-2141）

## 【トピックス2】

# 合理的配慮の提供に関する協会の対応についての意見募集 ～障害者差別解消法の施行に向けて～

本年4月から障害者差別解消法が施行されます。法律の概要については、ご存じのことと思いますが、「差別的取扱いの禁止」（法的義務）と「合理的配慮の提供」（民間事業者は努力義務）が定められ、政府の基本方針や国・地方公共団体等の対応要領、そして事業者に対する指針（ガイドライン）が示されたところです。

京都精神保健福祉士協会としては、法律の趣旨に添うことを原則にしつつ、その対象を障害者に限定することなく、子育て世代の会員や家族介護が必要な世代の会員にも広げ、誰もが参加しやすい協会の運営方法を考えることになりました。

つきましては、協会の運営（総会や例会、研修会、情報提供、広報、書類作成など）について、広く会員の皆様からご意見を伺い、来年度からの協会運営にできる限り反映させていただきたく存じます。ご多忙のところ大変恐縮ですが、下記の方法にてご意見を賜りますようお願い申し上げます。

1. 意見募集期間：2016年2月1日（月）～2月27日（土）まで

2. 意見の提出方法

特に様式は定めませんが、A4一枚までに収めていただけると幸いです。

①電子メール場合：office@kyo-psw.org

②郵送の場合：〒602-0895 京都市上京区上御霊前町410 医療法人つばき医院内  
京都精神保健福祉士協会事務局 宛て

※封筒表面に「合理的配慮の提供に関する意見」とお書きください。

（合理的配慮の具体例）

手話通訳、要約筆記、点字翻訳、資料の図解・拡大、例会等の時間配分や休憩・休養室、保育、支援ツール、ユニバーサルデザインの会場選定、合理的配慮に関する相談など

※政府の基本方針や厚労省の対応要領・対応指針は下記HPにて確認できます。

◎内閣府：障害を理由とする差別の解消の推進

（[http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html#cao\\_taiou](http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html#cao_taiou)）

◎厚生労働省：厚生労働省における障害を理由とする差別の解消の推進

福祉事業者および医療関係事業者向けガイドライン

（[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu\\_kaisho/index.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/sabetsu_kaisho/index.html)）

## 【第6回役員会議事概要報告】

日時) 2015 年 11 月 11 日 (水) 19:00～22:00

場所 アステップむろまち

出席) 泉 大石 大塚 斉藤 下村 知名 西村 橋本 東森 松本 宮崎

欠席) 平山

司会) 西村

書記) 斉藤

詳細は下記よりご確認ください。

<http://www.kyo-psw.org/member/kapsw/media/1/201506thyakuinkaigaivo.pdf>

---

## 【事務局からのお知らせ】

### 入会

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| 1) 松本 健吾さん | 所属) 京都双岡病院 地域連携室        |
| 2) 岡崎 正義さん | 所属)                     |
| 3) 鈴木 和さん  | 所属) 学校法人滋慶京都学園 京都医健専門学校 |

12 月 29 日現在会員数 358 名

### 会費納入のおねがい

今年度も残りわずかです。まだ会費を納入しておられない方は、お早めにお支払いください。(現在約 100 名程対象の方がおられます。)

2014 年・15 年度共に未納の方は規約により退会となります。なお、未納の会費は退会後でもお支払いをしていただきます。

振込以外に、例会に参加の際・直接役員へ渡すといったことでも結構です。年度末に近づいてもお支払いがない場合、直接役員より連絡をいたします。なお、納付状況が不明の場合は事務局にお問い合わせください。

振込先

郵便口座

口座番号 00960-7-120392

加入者名 京都精神保健福祉士協会

## 【2016 年度総会・記念講演会のお知らせ】

日時：2016 年 5 月 22 日（日）

午前：2016 年度総会

午後：記念講演会

会場：京都府立総合福祉会館（ハートピア京都）大会議室

時間及び内容等は決定次第ご案内いたします。

協会にとって大切な行事ですので、多くの方にご出席いただければと思います。

よろしくお願いいたします。



## ほっと一息コーナー



みなさん、この子を見たことありますか？

いつもぐでぐでしているやる気のない脱力系たまご「ぐでたま」です。

「かったるいわあ〜」「明日から本気出す」「おはようございません」とやる気のない発言ばかりなのですが、「ああ〜その気持ち分かるわ〜」となっている私がいます。（←いつもじゃないですよ）

この本は、ぐでたまのネガティブ発言と発想を変えたポジティブな感じのコメントが書かれていて、ちょっと無理あるかも...というのがありますが、そう考えるのね...と少し笑いがでる内容です。

利用者さんがマイナス面の表現をされたときに、「でもこう考えるとこうじゃない？」とプラス面に話をしていくことがあると思いますが、私も話をしているときに発想の転換がサッとできるような頭の柔らかさが欲しいと思ってしまいます。

疲れたときや少し時間が空いたときにイラストで癒され、クスッと笑える私の癒され本です。（松井）



### 【編集後記】

我が家の梅の木が蕾をつけ始めました。今年の暖冬で狂い咲きをしないかと心配でしたが例年通りのタイミングで安心しています。ほんの少し春の訪れを感じています。

（萬）

最近、京都 1 周トレイルの 1 部分を歩いてきました。身体もぼかぼかになって自然の中は気持ち良かったです。夕食で乾杯したので消費した以上に補充したのです。

（松井）